

(少年司法制度における本条約の全面的実施を保証するための具体的措置)

1 少年法は、第 1 条において、「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」と規定した上で 20 歳未満の者を「少年」とし（第 2 条）、少年が罪を犯した場合については、少年法等により成人（20 歳以上の者）とは異なる手続を定め又は措置を講ずることとしている。

成人の刑事事件と異なり、少年の事件については、司法警察員又は検察官から、原則として全ての事件が家庭裁判所に送致され（少年法第 41 条、第 42 条）、家庭裁判所が事件の調査を行う（同第 8 条第 1 項）。調査に当たっては、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識を活用すべきとされており（同第 9 条）、そのための専門家として家庭裁判所調査官制度が設けられ、医学的診断等を担当する医務室が家庭裁判所に置かれているほか、家庭裁判所の求めに応じて少年の鑑別を行う少年鑑別所が法務省に設置されている。

家庭裁判所の審判は、非行事実の有無について判断するなど司法的機能を有するとともに、少年を改善、更生させて円滑に社会復帰をさせるための教育的、保護的、福祉的措置をとるなど福祉的機能を有しており、両機能を十分にいかすため、裁判官が直接少年に対し語りかけ、教育的な働き掛けを行うことのできる審問構造を採用している。

2 以下のとおり、条約の規定は実施されている。

【条約第 37 条 (a)】

憲法において、公務員による拷問及び残虐な刑罰を絶対に禁ずること（同法第 36 条）、自己に不利益な供述を強要されないこと（同法第 38 条 1 項）、強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白を証拠とすることができないこと（同条 2 項）が規定されている。また、刑事訴訟法において、強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができないこと（同法第 319 条第 1 項）が規定されている。

死刑又は釈放の可能性がない終身刑については、第 4・5 回政府報告パラ 170 のとおり。

【条約第 37 条 (b)】

第4・5回政府報告パラ167のとおり。

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは少年鑑別所への送致をすることができるが（少年法第17条第1項）、同措置については少年法及び少年審判規則において手続や期間を規定している。

【条約第37条(d)】

憲法において、何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されないこと（同法第34条前段）、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができること（同法第37条第3項）が規定されている。刑事訴訟法において、被告人又は被疑者は何時でも弁護人を選任することができること（同法第30条第1項）、被告人又は勾留状が発せられている被疑者については、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、被告人については裁判所が、勾留状が発せられている被疑者については裁判官が、その請求により、被告人又は勾留状が発せられている被疑者のため弁護人を附しなければならないこと（同法第36条本文、同法第37条の2）、被告人が未成年である場合において、被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができること（同法第37条）、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人となろうとする者と立会人なしに接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができること（同法第39条）が規定されている。

また、少年法において、少年及び保護者は、家庭裁判所の許可を受けて付添人を選任ことができ、弁護士を付添人に選任する場合は家庭裁判所の許可は不要とされている（同法第10条第1項）。検察官が関与し得る一定の重大事件における国選付添人については、第4・5回政府報告パラ157のとおり。

独立かつ公平な機関において自由の剥奪の合法性を争い、これについての決定を速やかに受ける権利については、第4・5回政府報告パラ167のとおり。

【条約第40条2(a)】

憲法第39条において、「何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。」と規定されている。

【条約第40条2(b)】

(i) 刑事裁判の基本原則として実務において承認されている。

(ii) 罪の告知については、刑事訴訟法において、裁判所は公訴事実や罪名等が記載された起訴状の謄本を被告人に送達することとされており（同法第27

1条第1項), 公訴の提起があった日から二箇月以内に起訴状の謄本が送達されないときは, 公訴の提起は, さかのぼってその効力を失うこととされている。また, 公判の冒頭手続において, 検察官はまず起訴状を朗読すること(同法第291条第1項)とされている。

(iii) 憲法において, すべての刑事事件において, 被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有するとされている(同法第37条第1項)。弁護士依頼権については, 条約第37条(d)における回答を参照。

(iv) 供述又は有罪の自白を強要されないことについては, 条約第37(a)における回答を参照。また, 刑事訴訟法において, 検察官, 検察事務官又は司法警察職員が被疑者を取り調べる場合には, 被疑者に対して, あらかじめ, 自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げなければならないこと(同法第198条第2項), 公判において, 裁判長は, 起訴状の朗読が終わった後, 被告人に対し, 終始黙秘し, 又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨等を告げなければならないこと(同法第291条第4項前段)が規定されている。

また, 憲法において, 刑事裁判において, 刑事被告人は全ての証人に対して審問する機会を十分に与えられ, また, 公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する(同法第37条第2項)ことが, 刑事訴訟法において, 検察官, 被告人又は弁護人は, 証人の尋問に立ち会うことができること(同法第157条第1項), 証人の尋問に立ち会ったときは, 裁判長に告げて, その証人を尋問することができること(同条第3項)が規定されている。

(v) 刑事訴訟法において, 被告人は上訴権を有し(同法第351条第1項), 第一審の判決に対し, 事実誤認, 量刑不当, 法令の適用の誤り, 訴訟手続の法令違反等を理由として控訴をすることが(同法第382条, 第381条, 第380条, 第379条)できること, 憲法違反, 最高裁判所の判例違反等を理由とする最高裁判所への上告すること(同法第405条)ができること, 裁判所法において, 控訴審は, 高等裁判所において審理されること(同法第16条第1号), 上告審は最高裁判所において審理すること(同法第7条第1号)が規定されている。

(vi) 刑事訴訟法において, 国語に通じないものに陳述させる場合には, 通訳人に通訳させなければならないこと(同法第175条), 耳の聞こえない者又は口のきけない者に陳述させる場合には, 通訳人に通訳をさせることができること(同法第176条)通訳料を含む訴訟費用については, 被告人が貧困のためこれを納付することのできないことが明らかであるとき, 被告人に訴訟費用を負担させないことができること(同法第181条第1項)が規定されている。

(vii) 少年法において, 家庭裁判所における審判は非公開とされている(少年

法第 22 条第 2 項)。また、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を掲載してはならないことが規定されている（少年法第 61 条）。

【条約第 40 条 3 (a)】

刑法第 41 条において、14 歳に満たない者の行為は、罰しないと規定されている。

【条約第 40 条 3 (b)】

家庭裁判所は、調査の結果、児童福祉法の規定による措置を相当と認める場合は、事件を児童相談所長等に送致し、家庭裁判所の審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない決定をする（少年法 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項）。